

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	高齢者福祉サービスに関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

かほく市は、高齢者福祉サービスに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

石川県かほく市長

## 公表日

平成27年12月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者福祉サービスに関する事務
②事務の概要	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく高齢者福祉サービスに関する事務を行うものであり、特定の個人ファイルは、これらの事務に使用している。
③システムの名称	住民記録システム、介護保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢者福祉情報ファイル、宛名情報ファイル、住民基本台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 ・別表第一の41の項 2. 老人福祉法第5条の4 3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第32条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報提供の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「老人福祉」が含まれる項(61、62の項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) なし (命令における情報照会の根拠) ・第32条、第33条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部長寿介護課
②所属長	長寿介護課長 寺嶋 立弥
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 石川県かほく市宇野気二81番地 電話:076-283-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部長寿介護課 石川県かほく市宇野気二81番地 電話:076-283-7122

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる